

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の全部を改正する規則を公布する。

平成21年5月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第 4 号

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の全部を改正する規則

建築基準法等による事務の一部を担当させる消防職員の併任等に関する規則の全部を次のように改正する。

京都市建築基準法による事務の一部に従事させる消防職員の併任に関する規則

(併任)

第1条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる間、辞令を用いることなく、市長の事務部局の職員に併任されたものとみなす。

- (1) 消防署の署長及び副署長 その職にある間
- (2) 消防署の総務課又は予防課に属する職員で当該消防署の署長が指定するもの  
その指定が解かれるまでの間

(事務)

第2条 前条の規定により市長の事務部局の職員に併任されたものとみなされる職員は、建築基準法による許可の申請書の受付及びこれに伴う手数料の徴収に関する事務に従事させる。

附 則

この規則は、平成21年5月27日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)